

# 軽井沢町商工会 軽井沢ブランド

## 募 集 要 領 (第6回)

### 1. 目的

- ① 地域資源を利活用した商品を軽井沢ブランドとして認定する。
- ② 会員企業の発展と地域経済の活性化に寄与することを目的とする。

### 2. 軽井沢ブランド認定基準

基準項目	基準内容	適用商品
産地基準	1 → 軽井沢産の原材料を主 (軽井沢産が 70%以上) に使用した商品 (例: 黒豆「華大黒」、そば粉、キャベツ、レタス等 軽井沢でとれるもの) 2 → 軽井沢ゆかりの素材をテーマにした商品 (例: スイーツ、菓子、虹マス、ジャム等) 上記、現在販売している既存の商品及び新しい商品	食品 (例: 菓子パン類、ジャム類、穀物や野菜・果実等の加工品、飲食店・宿泊施設などで提供している料理など)、 工芸品、その他
事業所基準	基本は町内製造・加工 (素材は、町内外産どちらでも良い) 但し、素材が軽井沢産の場合 (軽井沢産素材が 70%以上)、 他地区での製造・加工でも良い	食品、工業製品、 工芸品、その他
技術基準	商品は、特色ある発想、軽井沢町内の技術・製法により製造・加工されたものであること	食品、工業製品、 工芸品、その他
地域性基準	軽井沢ブランド募集要領の目的に合致し、特に独自性・優位性を有し、軽井沢を表現するものであること	食品、工業製品、 工芸品、その他
生産性基準	商品の生産体制が確立され、持続的に消費者に提供できるものであること	食品、工業製品、 工芸品、その他
法令基準	商品の生産、販売が法令を順守して行われたものであること	食品、工業製品、 工芸品、その他

上記の基準に沿った商品で軽井沢ブランドとしてふさわしいと思われる完成品若しくは現在、販売しているものを募集します。

### 3. 応募方法

- (1) 軽井沢ブランド認定申請書・申請商品概要提出資料に申請手数料5,000円(2品目以降1品目当たり1,000円)を添えて提出してください。商品等現物の提出は後日改めて通知します。(認定規則第1条、第2条、第9条)

（申請書等の様式は商工会に請求して下さい。ご提出いただいた申請書類一式は返却いたしません。）

### 4. 応募資格

商工会員であること。または、商工会員になること。

### 5. 応募先

軽井沢町商工会

住所 〒389-0112 軽井沢町中軽井沢 9-3 (TEL 0267-45-5307 FAX 0267-46-1498)

メール [office@shokokai.karuizawa.nagano.jp](mailto:office@shokokai.karuizawa.nagano.jp)

### 6. 募集期間

平成29年7月1日 ～ 平成29年8月31日

### 7. 認定審査

平成29年10月中に審査会を実施し、「軽井沢ブランド」にふさわしい商品等を認定いたします。

### 8. 発表

平成29年11月中に応募者に結果を通知し、認定品については軽井沢ブランド認定式をおこなうとともに商工会ホームページに掲載します。

### 9. その他

- ・認定した商品等には商工会が作製した「軽井沢ブランド認定マークシール」を貼付することになります。また、認定品は商工会 Web 上にて広く宣伝し、マーケティング等の支援を行ないます。
- ・詳しくは軽井沢ブランド認定規則をご覧ください。(商工会HP上に掲載)